

安全で健康的な生活環境のまちにする

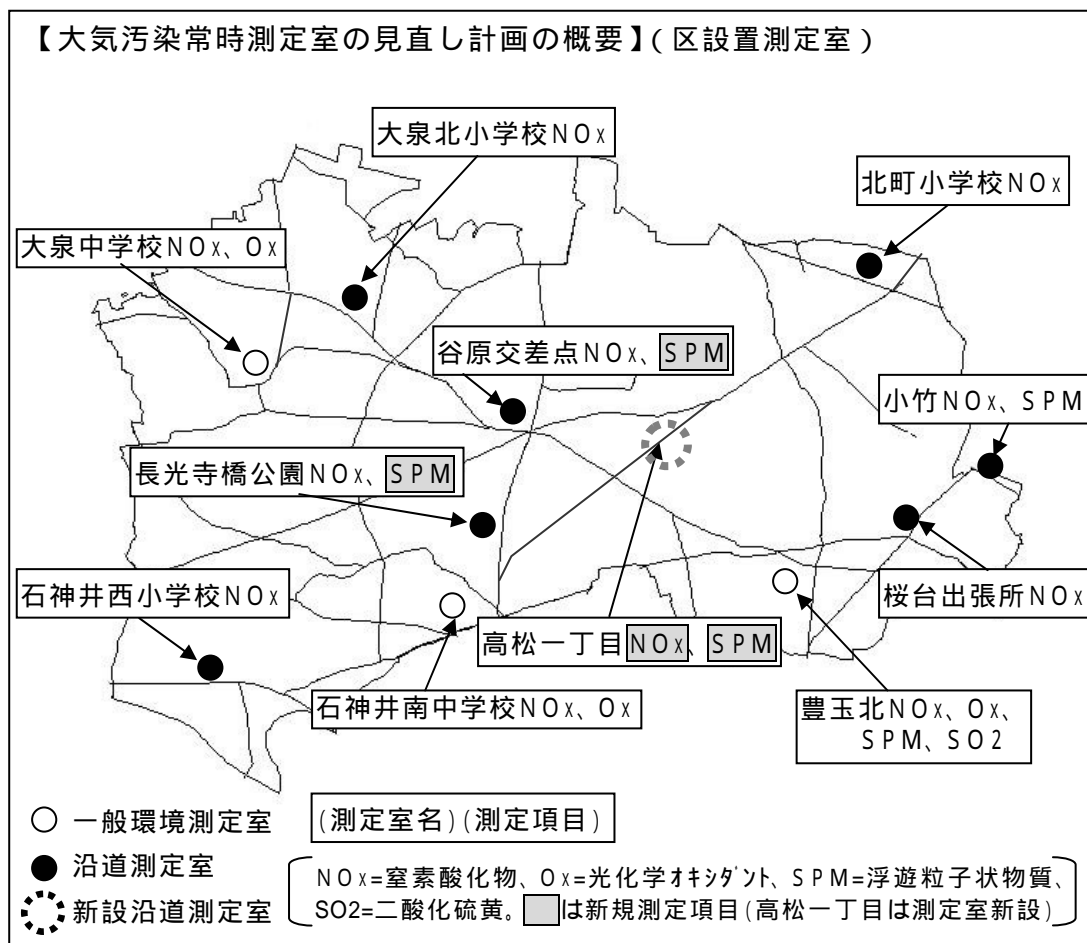
1 公害問題を解決する

基本目標	環境指標	定義	環境指標にかかる目標(平成22年度)
1 1	1 - 大気中の二酸化窒素およびSPMの環境基準適合率	区の大気汚染常時測定室におけるNO ₂ 、SPMの環境基準を満たした測定室の割合	100% 86%(18年度) 100%(17年度)
	1 - 河川の生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準値の超過率	定期河川水質調査における石神井川/白子川6地点でのBOD値が環境基準の値を超過した割合	0% 0%(18年度)
	1 - ダイオキシン濃度環境基準適合率	区および都の測定する大気、地下水、土壌中のダイオキシン濃度の環境基準適合率	100% 100%(18年度)
	1 - 有害化学物質取扱事業所の有害物質管理状況の把握率	立入調査等により、環境確保条例の有害化学物質取扱事業所の使用・保管・排出実態を把握している割合	100% 29.8%(18年度) (17年度)

(1)環境を監視する

< 環境の監視を的確に行う >

- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音、地下水汚染、土壌汚染などの状況の監視を的確に実施し、監視データは環境報告書「ねりまのかんきょう」、ホームページなどで公表します。
- ・ 大気汚染の常時測定については、道路整備の状況、交通量の変化、汚染の状況などを踏まえ、測定場所、測定項目等を的確に見直していきます。この考えに従って、沿道測定室を1か所新設して窒素酸化物・浮遊粒子状物質の測定を行うとともに、既設測定室2か所で浮遊粒子状物質の常時測定を開始します。



- ・ 大気汚染防止法等により指定された物質、今後指定や環境基準設定が見込まれる物質(微小粒子PM_{2.5}など)で未調査のものについては、監視業務の東京都から区への移管の進捗状況等を見ながら、区としての監視体制を検討します。また区の実情等に沿った新たな評価方法などの研究を進めます。

(2)工場等からの公害の発生を減らす

< 工場等からの公害発生を未然に防止する >

- ・ 東京都環境確保条例や騒音規制法、振動規制法などに基づく認可、届出等における指導を徹底し、また必要に応じて立入調査を行うことにより、工場、作業場、建設作業、店舗等からの公害の発生の未然防止を図ります。

特に、工場認可制度については、用途規制との関係を整理し、その運用のあり方を見直します。

< 工場等の発生源を的確に指導する >

- ・ 東京都環境確保条例や騒音規制法、振動規制法などに基づいて、工場、作業場、建設作業、店舗等からの大気汚染、悪臭、騒音、振動、土壌汚染等の監視・指導を行います。またこれらの発生源を対象とする苦情等に的確に対応します。

(3)自動車交通公害を減らす

< 環境にやさしい自動車利用を広げる >

- ・ エコドライブ講習会等の実施、アイドリングストップ等のキャンペーンなどにより、環境にやさしい自動車利用を広げていきます。

【エコドライブとは】



停車や駐車時のアイドリングを、無意識のうちにしていませんか？アイドリング時にも、ガソリンは1分あたり約0.014リットルが消費されています。1日5分のアイドリングを止めたとすると、年間20時間(240日として)。特に仕事などで車を頻繁に使われる方ほど、削減量も大きくなります。もちろんその分ガソリン代も節約に。限られた資源を、ムダなく、大切に。停車中は、エンジンをオフ。習慣づけが大切です。



出典：環境省 / 環のくらし

例えばこんな工夫

まず、エンジンの暖機から見直しましょう(最近の車はほとんど必要ないと言われております)。エンジンのオン・オフの頻度は、人の乗り降りの間や荷物の上げ下ろしなど通常の範囲でなら、バッテリーに対する影響もありません。1分以上の停止を目安に、エンジン停止を心掛けましょう。

出典：チーム・マイナス6%HPより

<http://www.team-6.jp/about/action/03.html>

< 低公害な自動車の普及を進める >

- ・ 圧縮天然ガス自動車、ハイブリッド車等のPRを行うとともに、区内事業者に対して低公害車の導入促進を要請することにより、低公害車の普及を促進します。

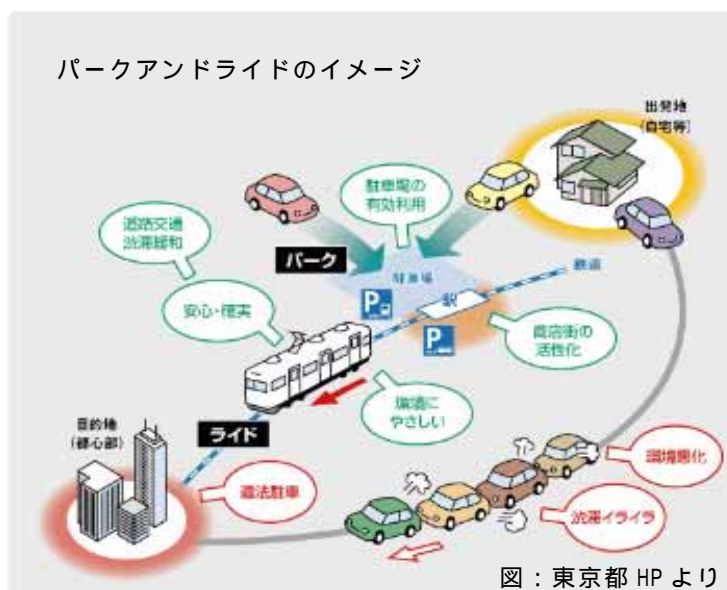
< 自転車交通を活用する >

- ・ 自転車駐車場の整備を進めるとともに、放置自転車対策を適宜実施し、また自転車運転免許制度等により自転車利用のマナーアップを図るなどの取り組みを適切に組み合わせ、自転車の適正な利用を促進しながら自転車の利用を進めます。また、歩道の設置等により歩行者の安全を図り、歩行移動しやすい環境

を整えていきます。

< 公共交通を充実する >

- ・ 都営大江戸線の延伸促進やエイトライナー整備促進により、交通不便地域の解消および南北交通の充実を図ります。
- ・ 練馬型コミュニティバスの運行等によりバス交通の充実を図ります。
- ・ 区営駐車場において、パークアンドライドなどへの取り組みを行っています。



< 道路づくりにおける環境配慮を進める >

- ・ 環境に配慮しながら都市計画道路網などの整備を促進し、生活道路への通過交通の侵入を防ぐとともに、幹線道路の整備にあたっては、必要に応じ、環境施設帯の設置、防音壁の設置、道路緑化の充実などを国・東京都などに要望し、環境に配慮した道路づくりを進めます。
- ・ 環状7号線などの幹線道路の沿道地域については、沿道地区計画や都市防災不燃化事業などの制度を適切に運用し、沿道環境の保全に努めます。
- ・ 沿道等の大気汚染被害者に対する支援については、東京都の提案する新たな医療費助成制度等の動きを見ながら、国や東京都などに適切な対応を要望していきます。
- ・ 通過交通の減少が見込まれる外環の整備については、事業者に対して、法に基づく調査に限らず、状況に応じた調査を実施し、その結果に基づく十分な対策を行うよう求めていきます。

(4)有害物質汚染をとめる

< 有害物質の適切な管理を進める >

- ・ PRTR 法や東京都環境確保条例に基づく有害化学物質管理制度に基づき、東京都と連携、分担して、区内事業所における有害化学物質が適切に管理されるよう指導します。

【PRTR】

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度)とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。

行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表します。

PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)により制度化されました。

出典：環境省 HP

- ・ リスクコミュニケーションについて、事業者等への啓発、情報提供を行いつつ、一層の調査研究を進めます。
- ・ 事業者向けに、有害物質の管理や汚染対策に関する講習会を実施します。

< 有害物質の拡散をとめる >

- ・ アスベスト飛散防止条例に基づく規制指導を的確に進めるほか、法律や東京都環境確保条例に基づく有害物質の規制指導を実施します。
- ・ 土地利用にあたっての土壌汚染情報の収集と提供を行い、必要な場合は、土壌汚染の防止と対策を指導します。
- ・ 有害化学物質による地下水汚染が発見された場合は、東京都と連携して、発生源の究明、汚染対策、被害の防止等を図ります。

- ・ 農業や園芸において使用する農薬等については、農薬取締法等に基づいて適正な使用をするよう啓発活動を実施するとともに、国において検討中の「農薬飛散リスク評価手法」などを見ながら、**対策の検討や関係者への要請等**の適切な対応を図ります。
- ・ 公園、学校など、区の施設における草木等の管理にあたっては、病虫害の予防・早期発見によって農薬等を使用しないよう努めます。万が一、農薬等の使用が避けられない場合は、農薬取締法等の規制を遵守することはもとより、農薬等の選定、散布量、散布等の方法・時期などに十分配慮するとともに、周辺住民への情報の提供、記録の保存などを的確に行います。

(5) 都市・生活型公害問題を解決する

< 都市・生活型公害問題の解決を支援する >

- ・ パンフレットや講習会等により、都市・生活型公害問題の防止に関する普及啓発を進めます。
- ・ 都市・生活型公害問題が発生した場合、自主的な紛争解決のための的確なアドバイスや指導を行います。

(6) さまざまな公害問題に対応する

< 新たな公害問題の対策に道を開く >

- ・ 光害対策、電磁波対策などについて、国のガイドラインや動向を参考にしながら、区の対応について調査・検討していきます。
- ・ 光害や電磁波問題などについての適切な情報を国や研究機関等から入手し、区民に提供するよう努めます。